

魚津市告示第138号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、令和2年国勢調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和2年12月16日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 令和2年国勢調査
- 2 統計調査員の区分 指導員
- 3 統計調査員の任期 令和2年8月1日から令和2年12月15日まで
- 4 報酬の額 46,980円
- 5 費用弁償の額 2,020円
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 令和3年1月21日